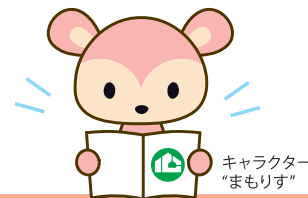


まもりすまい 延長保険

保証期間延長瑕疵保証責任保険



商品内容のご案内

<点検+メンテナンス工事>で
安心をプラス!

お客様に長く安心していただくための5つのポイント

プラス安心

1

補修費用が
保険でカバー
されます。

プラス安心

3

5年プランと
10年プランが
選べます。

プラス安心

2

第三者による
現場検査を
実施します。

プラス安心

4

保険金
支払限度額を
選べます。

プラス安心

5

万一の倒産時には
保険金を
住宅所有者様へ。

信頼できる
事業者選びの
目安になるね!

安心が
長続きするわね!



住宅所有者様



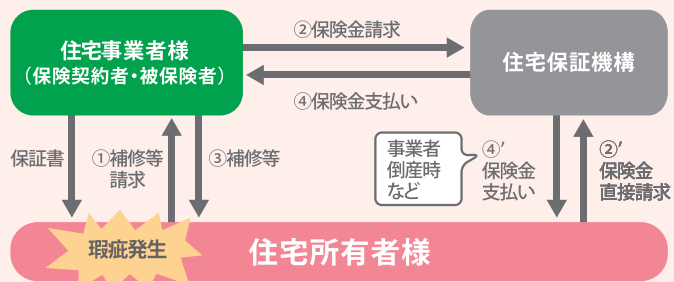
安心を、ささえる。未来へ、つなぐ。

住宅保証機構



まもりすまい 延長保険のしくみ

住宅事業者様が、新築住宅の引渡しから10年を経過する住宅の点検等を行い、住宅所有者様に対し保証書により約定した瑕疵保証責任を履行した場合に、その補修費用等について保険金をお支払いします。



1 保険をご利用できる住宅事業者様・保険対象となる住宅

- 保険をご利用できる住宅事業者様
まもりすまい保険（新築住宅瑕疵保険）の事業者届出をされている住宅事業者様
- 保険対象となる住宅
新築住宅の引渡日から、10年を経過し15年以内の一戸建て住宅および共同住宅等※
※延床面積が500㎡未満でかつ階数が3以下(地階を含みます)の共同住宅等(小規模共同住宅等)に限ります。

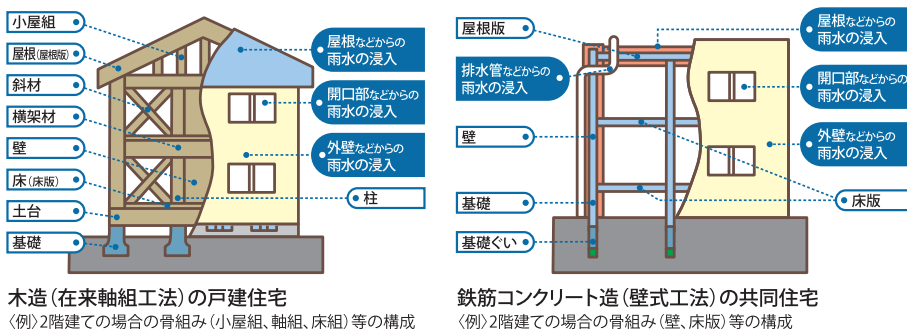
2 保険のお支払対象

- 保険加入時点における基本構造部分の隠れた瑕疵に起因して、以下に掲げる事由により、住宅事業者様が住宅所有者様に対し保証書により約定した瑕疵保証責任を履行した場合に保険金をお支払いします。

〈保険をお支払いする主な事由〉

- 構造耐力上主要な部分が基本的な耐力性能を満たさない場合
- 雨水の浸入を防止する部分が防水性能を満たさない場合

保険のお支払い対象となる基本構造部分のイメージ図



- 万が一、住宅事業者様が倒産等により瑕疵保証責任を履行できない場合には、住宅所有者様に対して直接保険金をお支払いします。
- 特約の付帯により、以下についても保険金のお支払い対象とすることができます。なお、お申込みのプランによって、付帯できる特約が異なります。

特約を付帯することによりお支払い対象となる部分	支払対象となる事由	保険期間	お申込み可能なプラン
給排水管路・給排水設備・電気設備・ガス設備	通常有すべき性能または機能を満たさない場合	5年間	10年延長プラン 5年延長プラン【1回目】
メンテナンス工事と同時に行う内装・設備工事	社会通念上必要とされる性能を満たさない場合	1年間	10年延長プラン

※特約を付帯する際には、追加料金がかかります。また、住宅によっては、付帯できない場合がありますので、お問い合わせください。

3 保険金のお支払額及び限度額等

- 保険金のお支払い額
(保険の対象となる損害額－免責金額10万円) × 80% ※1・2
- 保険金のお支払い限度額(1住宅(住戸)あたり・保証期間につき)
500万円、1,000万円、2,000万円 のうちご希望により選択が可能です。
- お支払いする主な保険金
・補修費用 ・調査費用 ・仮住居、移転費用

※1 縮小てん補割合
※2 住宅事業者様倒産時は100%となり、住宅所有者様にお支払します。
(ただし、この場合においても免責金額は住宅所有者様の自己負担となります。)



4 お申込みプラン

この保険は、メンテナンス工事の時期により**3種類のお申込みプラン**があり、プランにより保険期間等が異なります。

●10年延長プラン

新築後10年を満了する日から遡って1年以内又は、新築後10年を満了した日から5年以内にメンテナンス工事を実施する場合にご利用いただくプランで、保険期間は10年間です。

●5年延長プラン【1回目／2回目】

現況確認検査の結果、新築後10年以内にメンテナンス工事を必要としない場合にご利用いただくプランで、保険期間は5年間(5年延長プラン【1回目】)です。また、新築後11年目から15年目までの間にメンテナンス工事が実施されると、さらに5年間、保険期間を延長(5年延長プラン【2回目】)することが可能です。

お申込プラン	メンテナンス工事の時期	保険期間	保険期間イメージ
10年延長プラン	①新築後10年を満了する日から遡って1年以内* *保険のお申込は、新築後9年を経過した日から可能です。	10年間	<p>新築引渡日 → 新築後10年 → 保険開始日(=保険始期) → 保険終期</p> <p>新築住宅の瑕疵担保責任期間 (新築引渡日～新築後10年)</p> <p>点検・メンテナンス工事を実施 (新築後9年～10年)</p> <p>保険期間10年間 (新築引渡日～新築後10年)</p>
	②新築後10年を満了した日から5年以内		<p>【新築後10年を経過した日以降にメンテナンス工事を実施する場合】</p> <p>新築引渡日 → 新築後10年 → 保険開始日(=保険始期) → 保険終期</p> <p>新築住宅の瑕疵担保責任期間 (新築引渡日～新築後10年)</p> <p>点検・メンテナンス工事を実施 (新築後10年～15年)</p> <p>保険期間10年間 (新築引渡日～新築後10年)</p> <p>新築後10年を満了する日から5年以内*にメンテナンス工事を実施 *平成27年度に保険申込を受付けた物件に限り6年以内</p>
5年延長プラン【1回目】	新築後11年目から15年目までの間	5年間	<p>新築引渡日 → 新築後10年 → 保険開始日(=保険始期) → 保険終期</p> <p>新築住宅の瑕疵担保責任期間 (新築引渡日～新築後10年)</p> <p>点検を実施 (新築後11年～15年)</p> <p>保険期間5年間 (新築後11年～15年)</p>
5年延長プラン【2回目】		5年間	<p>新築後10年 → 保証開始日(メンテナンス工事完了日) → 保険始期 → 保険終期</p> <p>新築住宅の瑕疵担保責任期間 (新築引渡日～新築後10年)</p> <p>点検・メンテナンス工事を実施 (新築後11年～15年)</p> <p>保険期間5年間【1回目】 (新築後11年～15年)</p> <p>保険期間5年間【2回目】 (新築後15年～20年)</p>

◎上記表の10年延長プランのメンテナンス工事の時期①の場合、住宅瑕疵担保責任保険、住宅瑕疵担保責任任意保険または、住宅保証機構の住宅性能保証制度の加入住宅において、免責となるメンテナンス工事部分も、延長保険の保険対象となります。

◎5年延長プラン【1回目】は、新築後10年の瑕疵担保責任期間満了までに保険加入をしてください

◎5年延長プラン【1回目】の保険期間中に行うメンテナンス工事部分は、5年延長プラン【2回目】のお申込みがあることを条件に保険対象となります。

〈メンテナンス工事について〉

●住宅保証機構が定める「まもりすまい既存住宅保険現場検査基準(現場検査基準)」に適合しない箇所については、同じく、住宅保証機構が定める「まもりすまい延長保険設計施工基準」に基づき、メンテナンス工事を必ず実施してください。

●メンテナンス工事を行う際は、防水上の観点から、現場検査基準に適合している場合でも、以下【必須となるメンテナンス工事】を併せて実施してください。

【必須となるメンテナンス工事】

以下の①～④の工事を原則として、全て実施してください。

- ①各部シーリング工事
- ②屋根の板金部分の表面塗装工事(金属屋根の場合は屋根全面)
- ③外壁全面の表面塗装工事
- ④木製サッシ・木製部材の塗装工事

なお、必須メンテナンス工事が必要な建材・製品等が、試験データや品質性能データにより20年以上の耐久性が確認できる場合は、申出ることにより必須メンテナンス工事から除外することができます。

10年延長プラン

①お申込手続きの流れ

住宅保証機構の現場検査基準に適合しているか「10年目点検シート」等によりご確認ください。

10年目点検

保険契約申込

現況確認検査

メンテナンス
工事★

完了時検査

住宅所有者様へ
保証書交付

発行申請
保険証券

保険証券発行

住宅保証機構所定の「保証書」を住宅所有者様へ交付してください。

★原則メンテナンス工事が必須となります。

必須メンテナンス工事が必要な建材・製品等が、試験データや品質性能データにより20年以上の耐久性が確認できる場合は、申出ることにより必須メンテナンス工から除外することができます。

②保険期間と保険開始日

保険期間	保険開始日
10年間	住宅事業者様が住宅所有者様に交付する保証書に記載の「保証開始日」を保険開始日とします。

③現場検査(木造及び小規模RC造等で建物階数3以下の場合)

実施する現場検査	実施する時期	概要
①現況確認検査	メンテナンス工事実施前	住宅保証機構が定める「まもりすまい既存住宅保険 現場検査基準」に適合していることを確認します。
②メンテナンス工事完了時検査	メンテナンス工事完了後	住宅保証機構が定める「まもりすまい延長保険 設計施工基準」に適合していることを確認します。メンテナンス工事に構造耐力上主要な部分の新設・撤去を含む場合「施工中検査」を追加して実施します。

※検査の有効期間…保険申込住宅の保証開始日が、現況確認検査の実施から1年以内である必要があります。

10年延長プラン料金例(保険料及び現場検査手数料の合計額)

(契約条件) 一戸建住宅、木造、延床面積120㎡、地上2階建て、現況確認検査が書類審査(10年目点検を既存住宅状況調査技術者等が実施)の場合

保険金 支払限度額	料金							
	満期住宅適用料金*				通常料金			
	特約無し	リフォーム特約	給排水管路・設備等特約	給排水管路特約	特約無し	リフォーム特約	給排水管路・設備等特約	給排水管路特約
500万円	64,720円	71,200円	70,260円	68,100円	68,600円	75,080円	74,140円	71,980円
1,000万円	67,590円	74,070円	73,950円	71,440円	71,790円	78,270円	78,150円	75,640円
2,000万円	68,620円	75,100円	75,190円	72,600円	72,940円	79,420円	79,510円	76,920円

※満期住宅とは、「住宅性能保証制度の保証住宅」または「まもりすまい保険の保険付保住宅」です。

◎保険料は非課税、現場検査手数料は税込(10%)表示です。

〈現況確認検査を書類審査に代える要件について〉

以下の要件を満たす場合、現況確認検査を書類審査とすることができます。

- ①保険申込者が、既存住宅の構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分について検査に係る規定を有する
- ②「10年目点検」または「15年目点検」を実施する者が、既存住宅状況調査技術者(既存住宅現況検査技術者を含む)または、「既存住宅インスペクション・ガイドライン」に則ったインスペクションを適正に実施できる能力を有する者で、インスペクター講習団体*の登録を受けた者である

※長期優良住宅化リフォーム推進事業において実施するインスペクションを行う者に講習を実施する団体として国土交通省より採択を受けた団体

住宅保証機構の現場検査基準に適合しているか「現況確認検査(自主検査用)チェックシート」等によりご確認ください。

❗ 包括契約を締結していない場合、保険契約申込後に改めて点検を実施していただく必要があります。

1015年目点検

保険契約申込

書類審査

メンテナンス
工事

完了時検査

住宅所有者様へ
保証書交付

発行申請
保険証券

保険証券発行

住宅保証機構所定の「保証書」を住宅所有者様へ交付してください。

5年延長プラン【1回目】の場合は不要です。



5年延長プラン【1回目】

①お申込手続きの流れ

住宅保証機構の現場検査基準に適合しているか「10年目点検シート」等によりご確認ください。

10年目点検

保険契約申込

現況確認検査

住宅所有者様へ保証書交付

発行申請

保険証券発行

住宅保証機構所定の「保証書」を住宅所有者様へ交付してください。

②保険期間と保険開始日

保険期間	保険開始日
5年間	住宅事業者様が住宅所有者様に交付する保証書に記載の「保証開始日(新築住宅の10年の瑕疵担保責任期間満了の日)」を保険開始日とします。 ①新築後10年の瑕疵担保責任期間満了までに保険加入をしてください

③現場検査

実施する現場検査	実施する時期	概要
①現況確認検査	保険契約申込後	住宅保証機構が定める「まもりすまい既存住宅保険 現場検査基準」に適合していることを確認します。

5年延長プラン【2回目】

①お申込手続きの流れ

住宅保証機構の現場検査基準に適合しているか「15年目点検シート」等によりご確認ください。

15年目点検

保険契約申込

現況確認検査

メンテナンス工事★

完了時検査

住宅所有者様へ保証書交付

発行申請

保険証券発行

住宅保証機構所定の「保証書」を住宅所有者様へ交付してください。

★原則メンテナンス工事が必須となります。

必須メンテナンス工事が必要な建材・製品等が、試験データや品質性能データにより20年以上の耐久性が確認できる場合は、申出ることにより必須メンテナンス工事から除外することができます。

②保険期間と保険開始日

保険期間	保険開始日
5年間	5年延長プラン【1回目】の保険期間終了日の翌日を保険開始日とします。 ※住宅事業者様が住宅所有者様に交付する保証書に記載の「保証開始日」と異なる場合があります。

③現場検査(木造及び小規模RC造等で建物階数3以下の場合)

実施する現場検査	実施する時期	概要
①現況確認検査	メンテナンス工事実施前	住宅保証機構が定める「まもりすまい既存住宅保険 現場検査基準」に適合していることを確認します。
②メンテナンス工事完了時検査	メンテナンス工事完了後	住宅保証機構が定める「まもりすまい延長保険 設計施工基準」に適合していることを確認します。メンテナンス工事に構造耐力上主要な部分の新設・撤去を含む場合「施工中検査」を追加して実施します。

※検査の有効期間…保険申込住宅の保証開始日、現況確認検査の実施から1年以内である必要があります。

5年延長プラン料金例 (保険料及び現場検査手数料の合計額)

(契約条件)一戸建住宅、木造、延床面積120㎡、地上2階建て、現況確認検査が書類審査(10・15年目点検を既存住宅状況調査技術者等が実施)の場合

保険金支払限度額	料金							
	満期住宅適用料金※				通常料金			
	【1回目】		【2回目】		【1回目】		【2回目】	
特約無し	給排水管路・設備等特約	給排水管路特約	特約無し	特約無し	給排水管路・設備等特約	給排水管路特約	特約無し	
500万円	33,830円	39,370円	37,210円	50,060円	36,320円	41,860円	39,700円	52,550円
1,000万円	35,300円	41,660円	39,150円	51,530円	37,960円	44,320円	41,810円	54,190円
2,000万円	35,840円	42,410円	39,820円	52,070円	38,560円	45,130円	42,540円	54,790円

※満期住宅とは、「住宅性能保証制度の保証住宅」または「まもりすまい保険の保険付保住宅」です。

◎保険料は非課税、現場検査手数料は税込(10%)表示です。

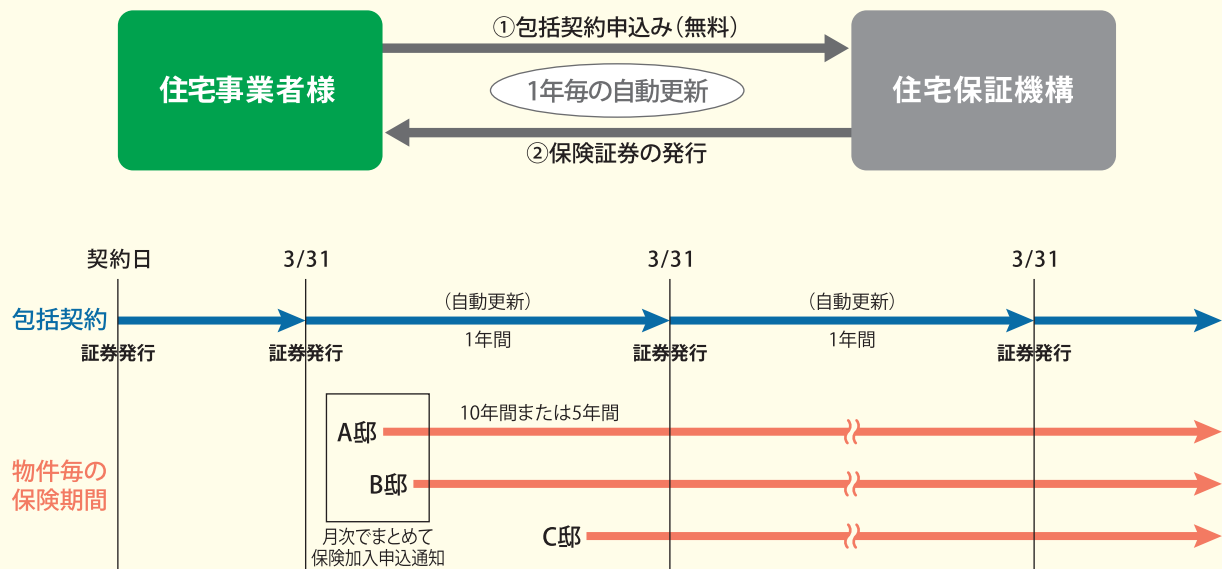
4 指定住宅紛争処理機関等のご利用 ※2022年10月1日からご利用できます。

【指定住宅紛争処理機関】まもりすまい延長保険を利用する住宅の住宅事業者様と住宅所有者様との間の瑕疵保証責任に関する紛争について、指定住宅紛争処理機関の紛争処理支援制度(あっせん・調停・仲裁)が利用できます。 ◎ご利用には、所定の申請料がかかります。

【保険協会審査会】保険金の支払いに関して住宅事業者様と住宅保証機構との間に紛争が生じた場合、一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会に設置される審査会に審査を請求することができます。 ◎ご利用には、所定の申請料がかかります。

〈包括契約について〉

- まもりすまい延長保険のご利用にあたり、**あらかじめ住宅保証機構と包括契約を締結**することができます。ただし、包括保険契約者の要件として「**法人格を有すること**」などの諸条件があります。
- 料金は無料、**保険期間は1年(自動更新)**です。
- 包括契約を締結することにより、**月次で取りまとめて複数物件の保険加入のための申込(保険加入申込通知)・保険料等のお支払い**をしていただくことができます。
- 「住宅性能保証制度の保証住宅」または「まもりすまい保険の保険付保住宅」を保有する住宅事業者様には、**10年間の保険期間の満了が近い住宅リストを保険証券発行後にご提供**します。
- 一定の要件を満たす場合、**住宅事業者様が保険申込前に実施した「10年目点検」または「15年目点検」の結果をもって 現況確認検査を書類審査とすることが**できます。
※ 包括契約を締結していない場合は、保険申込後に改めて点検を行っていただく必要があります。



安心を、ささえる。未来へ、つなぐ。

住宅保証機構株式会社

〒105-0011 東京都港区芝公園3-1-38
芝公園三丁目ビル

TEL. 03-6435-8870 FAX. 03-3432-0571

まもりす

検索

<https://www.mamoris.jp/>



LINE
公式アカウント

※記載事項は2024年4月1日現在のものです。

2085082404